

A9 産前休業と産後休業で、それぞれ次のように要件があります。

[解説]

産前休業	出産予定日以前の6週間（双子以上の妊娠の場合は14週間）については、女性労働者から請求があれば、休業させる必要があります。 現実の出産が予定日より遅れた場合、その期間も産前の期間に含めます（つまり、産前休業の期間は、最長で6週間+ α ） （注）産前休業は、請求がなければ与える必要はありません。
産後休業	産後8週間は就業禁止です。ただし、本人が希望し、医師が認めた場合は、6週間を過ぎれば就業させることができます。

産前産後休業中の賃金について法律の定めはありませんので、有給か無給かは会社の制度によります。

産前産後中の賃金の支払いがない場合、本人が協会けんぽに加入していれば、標準報酬日額の2/3が出産手当金として支給されます。

[労基法65①・②ほか]